# (見積参加者向け)

# オープンカウンター方式参加心得書

独立行政法人農林漁業信用基金 総括理事 〇〇 〇〇

# 1 趣旨

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)では、予定価格が一定の金額以下の調達を行う場合に、予めホームページで調達の公告を行い、広く事業者の方から見積書を提出していただき、見積価格が最低又は最高価格である事業者の方を契約相手方として決定する「オープンカウンター方式(公開見積競争)」による契約手続の実施により、契約手続の公平性・透明性を高めるとともに、併せて官公需法等の趣旨を踏まえ、中小企業者の受注機会の増大を図ることを目的として次によりオープンカウンター方式による調達を実施する。

# 2 調達の対象範囲

オープンカウンター方式による調達は、次表に該当する案件であって、本 方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

調達の区分	予定価格
物品の製造	250万円以下
物品等の購入	160万円以下
物品等の借上げ	80万円以下
物品等の売り払い	50万円以下
物品等の貸付	30万円以下
その他(役務の提供等)	100万円以下

# 3 オープンカウンター方式の参加資格

オープンカウンター方式に参加できる者は、次の各号すべてに該当する者 とする。

(1)独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 見積書提出期限の日現在において、有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)を有しており、契約担当役が定めた業種及び等級(A~D)の認定を受けていること。
- (3) 本心得書に記載する内容を遵守する者であること。

# 4 オープンカウンター方式の公告

- (1) 信用基金は、オープンカウンター方式による調達を実施しようとする ときは、調達案件ごとに、次に掲げる事項をホームページに公告するも のとする。
  - ① 調達件名
  - ② 仕様書の設置場所及び交付方法
  - ③ オープンカウンター方式の参加資格
  - ④ 仕様説明会の有無及び実施年月日
  - ⑤ 仕様書等に対する質問
  - ⑥ 見積書の提出期限及び提出場所等
  - ⑦ 見積合せの日時及び場所等
  - ⑧ 契約書等の提出の要否
  - ⑨ 調達内容等の担当部署
- (2) 公告の期間は、年末年始を除く10日間以上とする。

# 5 見積書の様式等

オープンカウンター方式に使用する見積書は、オープンカウンター方式に参加する者(以下「参加者」という)の自社の見積書(任意様式)によることとする。

なお、見積書には以下の事項を必ず記載する。

- (1)調達件名
- (2)日付(提出日とし、公告期間内であること)
- (3)金額(消費税を除く金額)
- (4) 金額の内訳(項目が多く見積書に記載できない場合は、別紙として添付すること)

# 6 見積書提出

参加者は、調達の公告に記載されている期限内に、指定する場所及び方法により、見積書を提出しなければならない。

なお、郵送による提出を認めた場合には、その都度定める手続により提出 するものとする。

#### 7 見積書の無効

次のいずれかの場合に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積書が次の各号の一に該当するとき(金額の内訳を別途作成している場合も同様とする。)
  - ① 見積金額が訂正されている場合
  - ② 参加者の記名、5(1)から(4)の記載事項が1つでも欠けている 場合
  - ③ 内訳欄の計算に誤りがある、又は内訳欄の合計額と見積金額が一致しない場合
  - ④ 意思表示が不明確な場合(金額が不鮮明な場合、件名等に誤字・ 脱字等がある場合など)
  - ⑤ 数量・項目等が公告・仕様書等で定めるものに合致していない場合
  - ⑥ 条件が付されている場合
  - ⑦ 参加者が同一の調達案件に2通以上見積書を提出した場合
  - ⑧ その他信用基金の指示に違反し、又は競争に関する必要な条件を 具備していない場合
- (2) オープンカウンター方式の参加資格がないと認められる者が見積書を 提出した場合
- (3)公正な価格を害し、又は不正な利益を得るため連合をしたと認められる者が見積書を提出した場合
- (4) 提出した書類が信用基金の提示している仕様等に合致していない場合
- (5) 見積に関する条件に違反して見積書を提出した場合(見積書及び見積 書に添付する書類を、公告で指定している期限、場所、方法により提出 しない場合等)
- (6) 本心得書を遵守しない者が見積書を提出した場合

# 8 仕様書の閲覧等

- (1)調達案件の内容、仕様書、見本等は、次の場所で閲覧に供する。 信用基金の調達担当部署
- (2)参加者が仕様書等の閲覧をするときは、調達担当部署に名刺又は書面(任意様式: ①会社名 ②所属 ③氏名 ④電話番号 ⑤閲覧日 ⑥調達件名を記載したもの)を提出する。
  - ※信用基金が取り扱う個人情報の利用目的は、次のとおり。 当該調達案件に係る契約事務

(3) 電子メールによる仕様書等の送付を認めた場合には、参加者はその都 度定める手続きにより仕様書等を請求するものとする。

#### 9 質疑

仕様等に係る質疑は、調達担当部署で受け付けるものとする。

# 10 契約予定者の決定等

見積書を提出した者のうち、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最低又は予定価格以上で最高の価格をもって見積書を提出した者を契約予定者として決定する。

契約予定額は、契約予定者が提出した見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)とする。

#### 11 同価見積の処理

見積徴取の結果、参加者が提出した見積書の価格が、予定価格の制限の範囲内であって、かつ最低価格が同価であったとき、又は予定価格以上であって、かつ最高価格が同価であったときは、信用基金が別途指定する日時・場所において当該参加者にくじを引かせ契約予定者を決定する。ただし、当該見積書を提出した者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 12 再度見積

参加者が提出した見積書の価格が、予定価格の制限の範囲内又は予定価格以上に無い場合は、再度見積書を徴取することができる。この場合においては、最低又は最高の価格をもって見積書を提出した者から順次見積を依頼し、予定価格の制限の範囲内又は予定価格以上であったときには契約予定者として決定する。

# 13 参加者不在の取扱い

見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、再公告(原則として1回を限度)を行うか、別途選定した者へ見積を依頼し、予定価格の制限の範囲内で最低又は予定価格以上で最高の価格をもって見積書を提出した者を契約予定者として決定する。

# 14 見積合せ結果の通知

見積合せの結果は、すべての参加者に対し、契約予定者決定後速やかに電子メール等により通知する。

# 15 契約保証金

契約保証金は、免除する。

#### 16 契約書及び支払

- (1) 契約書の作成は、信用基金の指示に基づき行う。ただし、信用基金が 契約書の作成を省略できると判断した場合は、請書を作成する。また、信 用基金が請書の作成も省略できると判断した場合は、請書についても省略 することができるものとする。
- (2) 契約書には、「反社会的勢力排除等の契約条項」・「談合等の不正行為に 関する特約条項」を設ける他、個人の情報を取り扱う内容の調達である場 合には「保有個人情報取扱注意事項」を併せて記載するものとする。
- (3) 契約予定者は、記名捺印のうえ、契約予定者の決定の日から10日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、作成を省略した場合はこの限りでない。
- (4) 支払は、納入後、職員が検査を実施し検査に合格したことを確認した 後、適法な支払請求書を受領した日から原則30日以内とする。

# 17 異議の申し立て

参加者は、見積書提出後、本心得書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 18 本心得書等を遵守することの同意

調達案件への見積書の提出をもって本心得書、公告及び仕様書を遵守することに同意したものとみなす。